

郵送で変更届を提出する際の注意点

本市では、薬局・店舗販売に係る変更届について、原則窓口にて対応しておりますが、一部の書類については郵送でも受け付けております。郵送で書類を提出される場合は、下記内容をご確認いただきますようお願いいたします。

郵送受付をしている変更事項

- 開設者の氏名又は住所
- 薬事に関する業務に責任を有する役員
- 管理者、その他の薬剤師、登録販売者の週当たり勤務時間数（資格者の異動を伴わないもの）
- 通常の営業日及び営業時間
- 薬事に関する兼営事業

※上記以外の変更事項を含む場合は、窓口までご提出ください。

郵送時の確認事項

次の事項を確認の上、ご郵送ください。

確認事項

- 許可番号、許可年月日の記載に間違えはありませんか。
許可年月日は、許可証の有効期間の始期となります。
 - 書類の不備等に関する問い合わせ先（担当者の氏名及び連絡先）
をご記入ください。
 - ホームページにて必要な添付書類を確認ください。
- 提出日（保健所到着日）が変更日から30日を過ぎる場合、遅延
- 理由書が必要です。
また、変更日から1年を過ぎる場合は、保健所へご連絡ください。
- （提出書類の控えが必要な場合）
- 次のものを必ず同封してください。
 - ・控えの書類一式（変更届・添付書類）
 - ・切手を貼った返信用封筒